

令和7年3月12日

発 言 者	発 言 要 旨
伊藤(香)委員	令和6年度から実施しているまちなか賑わい空間形成事業における今年度の取組内容及びその結果、また、来年度の取組内容の詳細はどうか。
都市計画課長	まちなか賑わい空間形成事業は、地元自治体や関係機関と連携して、人中心の、賑わいがあり歩きたくなる空間の形成を検討する事業であり、山形市の文翔館周辺エリアを対象エリアに令和6年度からの新規事業として取り組んでいる。 6年度は、空間形成に向けた社会実験とワークショップの二つに取り組んでおり、実施に当たっては県と山形市の若手職員で構成するワーキングチームで検討を進めた。 まず、社会実験については、県道の山形銀行本店前から文翔館までの約250m区間において、車道側に自転車道、歩道側に滞在空間としてベンチやテーブルを設置し、空間の活用の可能性を検証した。社会実験の実施期間は10月6～13日の8日間であり、最終日である10月13日は、山形市で「まちなか賑わいフェスティバル」が開催され、七日町周辺を歩行者天国にしたところ、その賑わいが文翔館前のエリアまで波及し、休日の歩行者通行量及び滞在人口が3割程度増加した。また、自転車と歩行者の混雑解消に向けて、自転車道を設けたため非常にスムーズであった。一方、課題として、バス事業者との調整で社会実験の期間が1週間と短かったことや、バス停位置を旅籠町に移したことでバスの乗り継ぎが不便になったとの声を聞いている。 次に、ワークショップについては、文翔館周辺の空間形成に当たり、一般公募によって20名程度の市民を募集し、9月以降に4回開催したところ、様々なアイデアをいただいた。現在、このアイデアを基にイメージを空間的に体験できるVR画像を作成している。 7年度に当たっては、引き続き社会実験を継続したいと考えており、課題を踏まえて実施期間を長くし、バス停を新市民会館の近くにも設置するなどの対応を考えている。また、ワークショップについては、いただいたアイデアを広く公開する機会を設けたいと考えており、様々な方々の意見を聴きながらまちなか賑わい空間形成に向けた基本構想を検討していく。
伊藤(香)委員	山形市では、中心市街地における粹七プロジェクトや山形駅前への日本一の観光案内所の設置、霞城公園内にある郷土館の移設等を進めていることから、旧山形師範学校本館と講堂の文化財の保護や文翔館からつながる三島通り界隈の歴史文化ゾーン等も活性化の一つに加え、県と市の連携を強化してウォーカブルなまちづくりを進めてほしい。
伊藤(香)委員	企業局の電気事業会計から一般会計への繰出金については、予算特別委員会の遠藤和典議員による質疑質問において繰出金の増額について提案があったところだが、令和7年度の繰出金が6年度に比べ増額された理由はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
財務主幹	電気事業会計では、今後、老朽化した発電所のリニューアル工事等が目白押しであり、運転開始から 50 年を経過した 6 つの発電所のリニューアル工事だけで令和 30 年度までに 400 億円規模の資金が必要と試算しているほか、今後 F I T 制度の適用が段階的に終了することに伴う売電収入の減少や建設資材や労務単価の上昇による経費の増加が見込まれることから、純利益は毎年減少し、令和 5 年度決算時点で 200 億円程度あった内部留保資金は今後 100 億円以下まで減少すると見込んでいる。そのような厳しい状況ではあるものの、7 年度当初予算における電気事業の純利益は、収入面では販売電力量の増に伴う料金収入の増加、支出面では倉沢発電所及び肘折発電所のリニューアル工事にかかる撤去費の減少などによって、6 年度当初予算と比較して約 8 億円の増である約 22 億円と見込んでおり、総合的に判断し、6 年度当初予算から 1 億円増額となる 2 億円を繰り出すこととしている。
伊藤(香)委員	平成 27 年度に設置した山形県居住支援協議会について、「事業展開が見えてこない」「どのような事業をしているのか」といった問合せが来ているが、当協議会における生活困窮者や障がい者、外国人等の住宅確保要配慮者に対する支援の状況はどうか。なお、福島県居住支援協議会では、外部委託の上、ホームページの運営や相談窓口システムの設置のほか、研修会の開催など、活発に事業に取り組んでいるが、本県の取組の状況は見えてこないと感じている。 また、県内市町村において居住支援協議会を設置しているのは山形市と鶴岡市の 2 市のみであることから、設置市町村を広げてほしいと考えるがどうか。
住宅対策主幹	居住支援協議会は、低所得者や障がい者の方が円滑に民間賃貸住宅に入居できるように福祉関係者・不動産関係者・行政の三者連携により設置するもので、山形県では平成 27 年に設置された。具体的な活動内容として、山形県賃貸住宅供給推進計画に対する意見聴取や関係者間の意見交換などを実施しており、様々なニーズを踏まえて進めている。 福島県居住支援協議会では、一部業務を外部委託した上で相談セミナー等の活動を実施しているが、山形県では外部委託を実施していないことから、セミナー等の活動は実施できていない。 市町村の設置状況について、昨年、住宅セーフティネット法が改正され、令和 7 年 10 月から市町村ごとに協議会を設置することが努力義務化されることから、県では各市町村へ設置を働き掛けていきたいと考えている。なお、国が公表した昨年 6 月末時点における全国の協議会設置状況としては、大都市圏での設置が大半であり、東北では山形市と鶴岡市、秋田県横手市の 3 市のみである。大都市圏の場合は公営住宅の倍率が非常に高く民間賃貸住宅の需要も多いことから、住宅確保要配慮者への供給が課題となっている一方で、地方部の場合は公営住宅で対応できており、現時点では大きな問題となっていないため、設置が進んでいないものと考えている。しかしながら、国が公表している全国の単身高齢者世帯率は将来的に約 20% になると言われており、地方部においても今後協議会の設置が必要となってくる可能性があることから、引き続き市町村への働き掛けを進めていく。
高橋(弓)委員	東北電力フロンティア株式会社では、企業局の水力発電所由来 100%の電気を供

発 言 者	発 言 要 旨
参事(兼)電気事業課長	給しているが、この事業に対する企業局の関わり及び実施スキームはどうか。 東北電力フロンティア株式会社は令和5年度に実施した公募型プロポーザルにおいて、東北電力株式会社との共同提案者として選定された事業者で、「水のチカラ～やまがた e でんき～」は、公募要件の一つとして提案を求めた企業局の水力発電所が持つ環境価値を活用する事業であり、企業局の水力発電所由来 100%の電気を県内の一般家庭等へ供給するサービスで、事業者が主体的に取り組んでいる。 なお、過去2年以内に県外から県内に引っ越した世帯や 18 歳未満の子どもがいる世帯に対して、先着 1,000 世帯に限り基本料金が 6 か月間無料になる特典を設けており、特典の対象者については企業局から助言を行い実施している。
高橋(弓)委員	現在の事業の売電期間である令和9年3月以降も同様の取組みを継続していく予定か。
参事(兼)電気事業課長	この事業は令和9年3月までの売電期間における要件となっているが、8年度に予定している公募型プロポーザルにおいても、環境価値の活用を公募要件として継続していきたいと考えている。
高橋(弓)委員	移住施策や子育て施策を所管する部局と連携した上で進めてほしい。
高橋(弓)委員	脱炭素社会の実現に向けた取組として、新エネルギー活用等可能性調査研究事業の実施に向けた検討状況はどうか。
企業局長	企業局では、カーボンニュートラル社会に向けた新分野への事業展開の可能性を探るため、水素や合成燃料などの新エネルギーのほか、カーボンリサイクルなどの脱炭素関連の最新技術について調査検討を進めている。新エネルギー活用等可能性調査研究事業は、令和5年度から実施しており、6年度は環境エネルギー部主催のやまがた水素みらいミーティングへの参加、水素実証研究施設への視察のほか、水素展示会での最新技術動向の情報収集など新たな技術分野に係る調査を行った。 その結果、新エネルギーとして注目されている水素に関する技術については、現在プラントメーカーや大学による実証研究が進められているものの、技術の確立までは至っていないことがわかった。7年度は、新エネルギー・産業技術総合開発機構が主催する水素事業成果報告会や水素関連のセミナーなどに参加することで、水素関連技術への見識を深めつつ、事業化が見込める技術の探索及び事業性の評価などの研究検討を引き続き行っていく。
高橋(弓)委員	企業局では、エネルギー活用のほか、駐車場やゴルフ場の経営なども行っていることから、民間企業の目線も取り込んだ上で豊かな発想と大胆さを持って事業に取り組んでほしい。
高橋(弓)委員	提案されている条例の改正により、山形空港に係る着陸料を 10 分の 1 又はゼロとする期間を延長することとしており、山形空港～羽田空港間の着陸料は平成 15

発 言 者	発 言 要 旨
空港港湾課長	年から10分の1、山形空港～小牧空港間は26年から着陸料ゼロ、山形空港～新千歳空港間は29年から着陸料ゼロとなっている。 これは、山形空港の利用拡大及び路線の維持に向けて必要なインセンティブと考えているが、その詳細はどうか。 今回提案している山形空港に係る着陸料の減額措置については、それぞれの路線を維持するための特別な理由により減額又は徴収しないこととするものである。 羽田空港間の定期便は、平成14年11月に赤字を理由に一旦廃止となったものの県として不可欠な路線と判断し、15年4月から着陸料を10分の1にする軽減措置を行うことで運航が再開された。その後、25年度に実施された羽田発着枠政策コンテストにおいて、着陸料を10分の1に軽減する措置を提案し、採択されたことにより1日2便化が実現している。本コンテスト枠での運航は令和7年3月までとされていたが、昨年12月に実施された同コンテストの評価等に関する懇談会による検証結果によって11年3月までの延長が決定されたことを受け、軽減措置を継続する必要がある。 名古屋空港間の定期便と新千歳空港間の定期便の2路線は平成22年10月に運休されたが、FDAに対して3年間の着陸料免除を条件にして、名古屋便は26年3月、札幌便は29年3月に運航が再開された。現在、FDAは路線収支が不安定であることや昨今の燃料費の高騰、円安による整備費の増加などの影響によって厳しい経営状況に置かれていることから、引き続き着陸料を免除する必要がある。
高橋(弓)委員	着陸料の軽減措置が路線維持に向けたインセンティブになっていることは理解した。伊丹空港間との定期便や庄内空港の状況はどうか。
空港港湾課長	着陸料の軽減措置は全国的に実施されており、平成12年に国管理空港において路線維持のための航空会社への助成策として着陸料を3分の2に軽減したことにより、地方空港でも3分の2以下に軽減する措置を講じている。山形県では路線維持のために国や他県の空港を上回る2分の1に軽減しており、伊丹便や庄内空港の羽田便においても2分の1の軽減策を実施している。
高橋(弓)委員	空港の整備は県土整備部で実施するものの、国際便の誘致は観光文化スポーツ部で取り組むものであることから、今後、国際便の誘致によるインバウンドの獲得も見据えたインセンティブを設けていく必要があると考える。建設常任委員会の現地調査で訪問した高知龍馬空港では、観光部局と県土整備部局が連携して取り組んでいたほか、先日、クルーズセミナーin酒田に参加したところ、クルーズ船の寄港においてもインセンティブとして歓迎ムードの増進が重要であるとのことであった。今後、空港や港湾において増便やインバウンドを獲得していくためには、観光の視点を取り入れていく必要があることから、観光部局と連携してほしい。
高橋(弓)委員	河川の流下能力を向上させる事業によって堆積土砂の撤去や支障木の伐採を実施しても、数年で元の状態に戻ってしまい、事業がサイクル化している状況にあるものの、管理面積が広大でサイクル化できていない箇所も見受けられることから、

発 言 者	発 言 要 旨
河川課長	県民からも何とかしてほしいとの声が聞こえているが、現在の河川流下能力向上・持続化対策計画の進捗率はどうか。 現在、令和4年3月に策定した河川流下能力向上・持続化対策計画に基づき、4～7年度までの4年間で集中的に事業に取り組んでおり、氾濫の危険性が特に高い約230kmの区間において、堆積土砂の撤去のほか、土砂の再堆積を抑制するための床固工としてコンクリートブロックの設置等を進めている。4～5年度の2年間における取組状況は約120km、進捗率54%であり、現在実施中の箇所や翌年度に繰り越す箇所もあることから、今年度末の実績は現在精査しているところだが、残る約100kmの区間も6～7年度の2か年で着実に取り組んでいく。
高橋(弓)委員	県では、河川の流下能力向上に係る新規計画の令和8年度策定に向けて、モニタリング結果の検証や堆積土砂の状況調査を踏まえて実施サイクルを検討していくこととしているが、7年度の河川流下能力向上・持続化対策事業における新規の取組みはどうか。
河川課長	令和8年度以降の取組はこれから本格的な検討を進めることとしているが、これまで計画の対象外だった箇所への土砂堆積のほか、対策済み区間への再堆積や支障木の再繁茂が確認されており、また国の研究機関からは近年の大雨によって流域上流部の土砂が下流に流入しやすい状況になっており、土砂の堆積が進行する可能性があるとの見解が示されていることから、これらの課題を踏まえた上で新たな計画の策定に向けて進めていく必要があると考えている。 計画の策定に当たっては、これまでに実施した箇所のモニタリング結果の検証や新たな土砂堆積の状況調査を実施した上で、より効果的な対策や実施のサイクル等を検討していく。現計画の最終年度となる7年度の予算については、年次計画に基づき8億円を計上しているが、次期計画となる8年度以降の予算規模については、今後、計画の策定作業を進めていく過程で精査していく。
高橋(弓)委員	県では今後、交付税措置率の高い緊急浚渫推進事業債を活用していくこととしているが、この事業債に係る採択基準等の詳細はどうか。
河川課長	緊急浚渫推進事業債は、地方単独事業として緊急に浚渫及び樹木伐採等を実施する事業に対して活用できる制度であり、引き続き、積極的に活用しながら重点的に取り組んでいく。
高橋(弓)委員	企業による公募型支障木伐採のこれまでの実績及び参加促進に向けた今後の展開はどうか。
河川課長	公募型支障木伐採は、官民協働による河川管理の取組として、応募した企業団体等が支障木を伐採し、チップや焚木等の資源としての有効活用や、伐採経費の縮減に平成17年度から取り組んでいる。過去5年間の実績としては、令和元年度は県内13件で伐採面積約10ha、2年度は9件で約7ha、3年度は12件で約10ha、4

発 言 者	発 言 要 旨
高橋(弓)委員	年度は18件で約8ha、5年度は14件で約5haであり、5か年平均では年間13件で約8haの実施状況となっている。 この事業の課題として、機械が乗り入れやすい好条件の場所の減少により、公募型の伐採面積の拡大が難しくなっていることや、応募者の固定化により新規の応募者が減少傾向にあることから、今後の展開としては、全ての公所でこの取組を推進し、より多くの応募が見込めるよう、市町村広報誌への掲載などによるPR強化のほか、これまで現場条件が悪くて公募が難しかった箇所に対して県が仮設道路等を設置するなどの対策を実施して、伐採面積の拡大に取り組んでいく。 特定都市河川に指定されると、雨水貯留浸透施設の整備等が必要となるなどの制限も生じてくるが、本制度に指定されて1年が経過する石子沢川流域における地域住民や自治体の本制度への理解醸成の状況はどうか。
河川課長	特定都市河川への指定によって、土地から流出する水量を現状より増加させるおそれのある行為に対して、雨水貯留浸透施設の設置や知事の許可が義務付けられることから、県では指定前から住民や自治体に向けた制度の周知を図る必要があると考えており、令和6年3月に指定された石子沢川流域においては、地元の理解を得るために、指定される前段階から各種の取組を実施している。まず自治体に対しては、2年7月豪雨による浸水被害を契機に3年度に国土交通省・県・中山町を構成員とする石子沢川流域治水勉強会を立ち上げ、4年度にかけて計5回の勉強会を開催し、制度の周知を図っている。次に町議会に対しては、町の当局から説明したほか、国土交通省からも直接説明を実施している。最後に住民に対しては、町の広報誌やチラシの全戸配布によって周知しているほか、区長会や自主防災組織向けマイ・タイムライン講習会において説明等を行っている。 なお、指定後においてまだ浸透阻害行為の申請はないが、数件の相談が寄せられていることから、開発者側においても本制度の認識が進んでいるものと捉えている。
高橋(弓)委員	先般、大旦川流域の指定に向けて、県のホームページにロードマップが掲載されたが、今後のスケジュール等の詳細はどうか。また、特定都市河川に指定されることによるメリットはどうか。
河川課長	大旦川流域では、令和7年度の特定都市河川の指定に向けて準備を進め、浸水被害の軽減に向けた河川整備の加速化や雨水の流出抑制対策を推進したいと考えており、引き続き国や村山市・東根市などと議論を重ねながら、既に指定されている石子沢川流域を先行事例として今後の進め方を含めて検討していく。ロードマップで示している今後の大まかなスケジュールとしては、7年度に特定都市河川の指定、8年度に具体の対策内容を盛り込んだ流域水害対策計画の策定、9年度以降に計画に基づくハード、ソフト対策の実施を考えており、地域の方々から理解を得ることも重要であるため、各段階において適宜情報提供していきたいと考えている。 また、本制度のメリットとして、流域内における1,000㎡以上の開発行為において、雨水の浸透が阻害される行為により水害リスクが高まることを抑えるために貯

発 言 者	発 言 要 旨
高橋(弓)委員	留浸透対策が義務付けられることで、より効果的な流域治水対策につながるほか、ハード対策に係る補助事業を活用できることで、予算の重点化が図られ、より一層の事業の進捗が期待できる。 建設業界における人材不足は厳しい状況にあるものと認識している。一人前の職人になるには非常に時間がかかることから、県では若手大工技能習得サポート事業に取り組んでいるが、本事業の実績はどうか。
建築行政主幹	県内の大工技能者はこの20年で半減しており、年齢層も60歳以上が半数を超えていることから、今後の住宅建設の需要に応えられるかが非常に危惧されている。 県では、やまがたの木造住宅担い手育成事業として、就業前の学生から熟練大工まで切れ目ない支援を実施しており、その一部として新規入職者に対する若手大工技術習得サポート事業を展開している。これは新規入職者に対する若手大工技術習得サポート事業を展開している。これは新規入職者から概ね5年間にわたり、若手大工の育成プログラムとして資格取得や技能習得を条件に補助金を交付しており、1年目に10万円、2級建築大工技能検定合格を条件に5年目までに20万円、合計30万円を支給する制度である。平成30年度から取り組んでおり、令和6年度までの認定者が191名、6年度は18名認定している。 今年度の認定者にアンケートを取ったところ、「この事業で大工を続けようという気持ちが強くなった」、「技術を習得する積極性が出た」、「仕事に対するモチベーションが上がった」との回答をいただいているほか、事業者からは「この事業をきっかけに若手育成について考えるようになった」との回答もいただいております。全体的に良い方向に進んでいると認識している。加えて、認定者の1年目の離職率は約7%であり、全国の高卒の建設業入職者の平均離職率が約20%であることから、この制度は離職防止にも一定の効果があると捉えている。5年目までに一定の技術を身につけられることから、若い間に仕事に対する自信がついて、その後の定着につながっているのではないかと考えている。
榎津委員	山形空港及び庄内空港の着陸料の軽減措置により減収となる金額はどうか。
空港港湾課長	令和7年度分を試算したところ、山形空港では本来の着陸料2億900万円のところ、4,200万円に軽減されるため、差額1億6,700万円が減額となり、庄内空港では本来の着陸料1億7,600万円のところ、8,800万円に軽減されるため、差額8,800万円が減額されることから、合計して2億5,500万円の減額となる。
榎津委員	県民に対して収入が減少する分、維持費に一般財源が充当されていることを適切に伝えた上で、県民の交通網の確保のために実施している取組であることを理解していただく必要があると考えるがどうか。
空港港湾課長	今後、ホームページ等での発信方法について検討していく。
榎津委員	山形空港発羽田空港行きの便の出発時刻が8時50分から9時50分に繰り下げられたことに対して、県民の不満が高まっている。朝に出発して、夕方に戻ってこ

発 言 者	発 言 要 旨
空港港湾課長	られるような時間帯に設定してもらえるように航空会社と協議してほしい。 所管するみらい企画創造部に委員の意見を伝える。
楳津委員	先般、入札契約制度が見直され、評価項目から工事顕彰、継続教育、道路除雪の3点が除外されたが、その経緯と、この3点に焦点を当てた理由はどうか。
建設技術・DX 推進主幹	令和6年6月定例会における、楳津委員からの総合評価の評価項目見直しに当たっては中小建設業者の意見も聴いてほしいとの意見を踏まえ、昨年8月下旬にB・Cランクの中小業者を対象に県内17社からヒアリングした結果、どうしても加点を得にくい項目であるとのことであった。また、近年の一工事当たりの発注金額の拡大に伴い、中小建設業者対象の工事件数が減少しているため、地元企業の受注に配慮した評価項目の設定が必要と考え、項目の簡素化を検討した。工事顕彰、継続教育、道路除雪の3項目は、ヒアリングにおいて加点を得にくいとされた項目であり、過去にBランクの業者が受注した工事の加点状況を確認したところ、この3項目の加点の割合が低いことから除外したものである。なお、過去のBランクの受注状況を分析すると、企業の成績評定も加点割合が低いことが確認されたが、成績評定は品質確保という根幹部分の評価項目であることから、除外はできないと判断した。
楳津委員	除雪オペレーターは農家が季節労働者として携わることが多いものの、少雪の場合は収入を得られないため、除雪への従事者が減少してきたことから、それを留めるために除雪の加点や稼働保障等に取り組んできた。昨今の気象状況を踏まえると、いつ少雪になるか全く読めない中で、道路除雪の項目除外は時期早尚と考えるがどうか。
建設技術・DX 推進主幹	除雪の加点は、令和元年度に検討した上で2年7月から加点評価を始めた。その背景としては、異常気象による少雪やオペレーター不足によって除雪体制の確保が難しくなる中で除雪体制を持続可能なものとしていくための施策の一つとして、総合評価における加点を開始した。近年、頻発化・激甚化する災害への対応や除雪体制の確保を考えた場合、各地域における建設業者の維持も重要であることから、総合評価落札方式のうち、地域精通企業型という地元企業が受注しやすい形式に限定して評価項目を簡素化した。
楳津委員	今冬の大雪において、除雪の際に交差点の隅切り部に雪が残ることで視界不良となり危険な状態となっているが、今後、大雪の際における交差点の隅切り部の排雪を行うスッキリスミキリ制度による対応の見込みはどうか。
道路保全課長	県では、通常除雪の後に交差点の隅切り部に雪が残り、歩行者などの視界を妨げてしまう雪の山を速やかに排雪する取組をスッキリスミキリ制度と呼び、令和5年度から試行している。今年度は北村山地域振興局、最上総合支庁、置賜総合支庁、西置賜地域振興局の4公所で実施しているが、一部の公所では2月上～中旬に発生

発 言 者	発 言 要 旨
	した短期間での急激な降雪に対して通常除雪を優先する必要があったため、隅切り部の排雪作業に着手できなかったと聞いている。スッキリスキリ制度は5年度から試行を開始して間もない取組であり、受注者・発注者ともに制度への認識が不十分な面があったことから、制度の周知を図るとともに、引き続き冬季の道路交通の安全・安心の確保に努めていく。
楳津委員	今冬のような大雪が続くと除雪業者の手が回らないことから、例えば道路の維持修繕業務の受注業者との協力体制を構築していくべきと考えるがどうか。
道路保全課長	除雪業務は受注業者から他企業に再委託されていると考えられるが、急な再委託には対応できないことも想定されるため、例えば、委員の指摘のとおり、維持修繕業務の受注業者の活用も一つの手段として考えられる。その場合は除雪業務の受注業者に委託したエリア内で他企業が除雪作業を実施することになるため、本来の受注業者からの理解・協力が必要である。また、排雪作業を行う場合には、ダンプトラック等の手配が必要であり、いずれの企業でも急な作業には対応できないことが想定されるため、天気予報等を踏まえて計画的に取り組んでいく必要があると考えている。今後も引き続き、除雪業者だけでなく維持修繕業者とも緊密な連携体制を構築して安全・安心な道路交通を確保していくことが必要と考えている。
楳津委員	今冬の大雪による除雪オペレーターへの負担は非常に大きいと考えるが、人材確保に向けた取組状況はどうか。
道路保全課長	県では、冬季の安全・安心な道路交通の確保を担う除雪オペレーターの確保に向けて、令和2年度から除雪機械を運転するための大型特殊免許の取得費等の補助を行っており、4年度までは49歳以下を補助対象としていたが、県建設業協会の要望等も踏まえ、5年度からは55歳以下まで対象を広げている。また、6年度の実績として、3月10日までに14名に対して免許取得等への補助を行っている。そのほか、除雪オペレーターの意欲向上に向けた取組みとして、2年度から30年以上の除雪業務に従事していただいた方には、知事から感謝状を贈呈しており、6年度は17名の方に贈呈した。今後も引き続き除雪オペレーターをはじめとする除雪業務への従事者の人材確保・意欲向上に向けた取組を推進していく。
楳津委員	県内の一般住宅の耐震化率はどうか。
建築行政主幹	平成30年度の推計値では83.3%である。
楳津委員	本県における耐震診断・改修の実施傾向はどうか。
建築行政主幹	東日本大震災や熊本地震等の大きな地震が発生すると、県民の地震に対する関心が高まり、耐震診断・改修の利用が増える傾向にあり、今年度も昨年1月の能登半島地震を受けて地震に対する県民の関心が高まっていることから、耐震診断・改修の利用が増えている。令和6年度における耐震診断の利用件数は、7年1月まで

発 言 者	発 言 要 旨
	で158件であり、5年度の47件に対して3.5倍に増えている。また、耐震改修の利用件数は22件であり、5年度の8件に対して3倍に増えており、今年度は耐震事業の利用が進んでいる状況である。
楳津委員	東日本大震災の発災直後とそれ以降の傾向の推移はどうか。
建築行政主幹	耐震診断の利用は地震のあった年又はその翌年に非常に増え、耐震改修は更に1年程度遅れて増える傾向にあり、発災から3年程度経過すると県民の関心が下がり、利用者は少しずつ減少する傾向にある。現在は関心が高まっている時期であることから、この時期を捉えて耐震事業を進めていく。
楳津委員	各市町村における耐震診断の実施状況はどうか。また、市町村が耐震診断を実施していない場合、県が実施する耐震改修に対する補助を受けることができないが、その場合の対応はどうか。
建築行政主幹	耐震診断は、市町村が国の交付金を活用して実施しており、令和6年度は33市町村で実施している。なお、大石田町、三川町については事業を行っていないため、引き続き、補助制度の創設を働きかけていく。
楳津委員	令和7年度における耐震支援の取組みはどうか。
建築行政主幹	能登半島地震における国の被害調査結果や県内住宅の耐震診断利用者に対しての「なぜ耐震改修をしないのか」というアンケート結果を踏まえ、県・市町村・建築関係団体からなる山形県住宅・建築物地震対策推進協議会で取組方針を検討してきた。耐震改修利用に当たり最もネックとなっている工事費負担に対して、県からの補助金額を20万円から30万円に引き上げ、市町村と国の交付金を加算した補助総額としては80万から120万に引き上げることとしている。 また、命を守る減災対策として、今年度は防災ベッド等に特化して実施したところ利用が少なかったことから、減災対策としての実効性を検討しながら補助メニューを二つ追加したいと考えている。一つ目は部分改修として居間などの一日で最も長く過ごす部屋に限定した1室のみの補強に対する補助である。二つ目は二階建ての一階のみの補強や屋根を軽量化する工事である。これらの減災対策メニューにより利用を促進したいと考えている。
楳津委員	令和6年度の良質住宅ストック形成推進事業の新築支援は、約2か月で募集戸数200戸に達してしましたが、このことを踏まえた7年度の取組予定はどうか。
住宅対策主幹	令和6年度の状況を踏まえ、やまがた省エネ健康住宅（以下「健康住宅」という。）を手掛ける工務店や事業者約40社に対してヒアリングやアンケート調査を実施したところ、「募集戸数を増やしてほしい」、「秋口着工にも利用できるよう募集期間を工夫してほしい」、「健康住宅の断熱基準が市町村ごとに異なるためわかりにくい」といった意見が多かったことから、7年度事業では補助金額は70万円から50

発 言 者	発 言 要 旨
	万円に下がるものの、募集戸数を 200 戸から 280 戸に増やすこととしている。また、募集期間も春に 180 戸、秋に 100 戸の 2 回に分けて募集する予定である。加えて、健康住宅の断熱基準も県内で統一し、分かりやすくなるよう見直したいと考えている。
楳津委員	健康住宅に対しては、県の補助に加えて国の補助を受けることができると聞いたが、その詳細はどうか。
住宅対策主幹	国において子育てグリーン住宅支援事業を実施することとしており、断熱等級や再生可能エネルギー導入によるエネルギー消費量の削減率等の条件を満たす場合、最大で 160 万円の補助を受けることができる。健康住宅は県単独事業で実施しており、これに国費を入れると子育てグリーン住宅支援事業との併用ができなくなることから、県の補助には国費を入れず、募集戸数を増やして併用を促進していきたいと考えている。
楳津委員	事業の活用を促進していくためには、工務店関係者等への十分な周知が必要と考えるが、今後の周知方法はどうか。
住宅対策主幹	説明会等の場合は参加できない可能性もあることから、今回の変更点を説明する動画を作成した上で周知していくこととしている。
楳津委員	リフォーム支援に係る今年度の取組状況と来年度における取組予定はどうか。
住宅対策主幹	リフォーム支援について、令和 7 年度は大きな改正は検討していないが、従前メニュー化していた減災対策をメニューから除き、別事業として実施することとしている。6 年度の交付決定件数は 7 年 2 月末で 2,884 件であり、5 年度の 3,100 件に対して件数は減っているものの、執行状況及び執行金額は例年並みに進んでいる。また、移住・新婚・子育て世帯には補助上限額を嵩上げすることとしているが、特に子育て世帯の利用が顕著であり、嵩上げ対象者のうち 83.3%が子育て世帯であることから、子育て世帯への支援としても一定の成果があったものと捉えている。
楳津委員	令和 7 年度における、都市公園の指定管理料に係る物価・人件費高騰を踏まえた予算措置の状況はどうか。
都市計画課長	令和 4 年度のウクライナ情勢と、以降の急激な物価高騰を踏まえ、5 年度の指定管理料には燃料費・光熱費の価格上昇分を補填している。6 年度における燃料費・光熱費は政府の補助金投入などによって、一定の水準を保っている状況であるが、人件費については委員の指摘のとおり高騰しており、指定管理者から管理料の増額を希望する声もあったことから、7 年度当初予算の指定管理料では人件費高騰分を増額している。なお、指定管理料全体は対前年比約 3 %の増であり、うち人件費分は対前年比で約 10%増となっている。

発 言 者	発 言 要 旨
榎津委員 参事(兼)電気事業課長	本県における中小水力発電の現状と今後の展開はどうか。 県の砂防ダムを利用した発電については、33箇所から1箇所に絞り込んでおり、米沢市の丹南地点において今年度水質測定を実施している。整備費用がまだ高いことから、事業費の最終精査を行い、令和7年度中に実施するかどうか判断していきたい。そのほか、砂防ダム以外で有望な108地点について5～6年度にかけて全地点で現地踏査を行い、そのうち、工事用道路が近くにあるとか発電所を造りやすいところから順位付けを行った。また、既設発電所のうち、発電に余裕がある鶴子発電所と朝日川第一発電所について最大出力を上げられるのではないかと考えている。鶴子発電所は7年度、朝日川第一発電所は8年度に試験を行い、出力アップにつなげていきたい。